

○国立大学法人筑波大学が任用する研究職員に関する規程

〔平成19年3月27日〕  
〔法人規程第30号〕

改正 平成22年法人規程第26号  
平成23年法人規程第49号  
平成25年法人規程第19号  
平成25年法人規程第72号  
平成30年法人規程第48号  
平成31年法人規程第21号  
平成31年法人規程第33号  
令和元年法人規程第31号

国立大学法人筑波大学が任用する研究職員に関する規程

(目的)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）において任用する研究職員（外国人研究員及び博士特別研究員を除く。以下「研究職員」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規程において「研究職員」とは、本学において専ら研究を行う者であって、次に掲げる者をいう。

- (1) 本学が受け入れる競争的研究資金その他の外部資金（以下この号において「外部資金」という。）による研究を推進するため、当該外部資金の取扱いの定めるところにより任用する者
- (2) 専攻分野について高度な研究能力を持つ研究者を、系又は専ら研究を行う教育研究組織（以下「系等」という。）において研究に従事させ、本学における研究の一層の推進を図るとともに、人材養成に資することを目的として、運営費交付金により任用する者
- (3) その他学長が必要と認めて任用する者

(資格)

第3条 研究職員の資格は、当該研究の遂行上必要な能力を有すると認められた者とする。

(選考基準)

第4条 研究職員を任用しようとする系等の長は、あらかじめ、選考基準を定めるものとする。

(任用手続)

第5条 研究職員の候補者の選考は、任用する系等の人事委員会又は運営委員会等の議を経なけ

ればならない。

第6条 系等の長は、前条の規定により研究職員の候補者を選考した場合は、次に掲げる書類を学長に提出する。

- (1) 任用依頼書
- (2) 履歴書
- (3) その他学長が必要と認める書類

(労働条件等)

第7条 所定労働時間が1週間について38時間45分とされる研究職員の労働条件、服務その他就業等に関し必要な事項は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号）及び国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成17年法人規則第12号）の定めるところによるものとする。

第8条 前条以外の研究職員の労働条件、服務その他就業等に関し必要な事項は、国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第10号）及び国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第15号）の定めるところによるものとする。

(雑則)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、研究職員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平22.5.11法人規程26号）

この法人規程は、平成22年5月11日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学が任用する研究職員に関する規程の規定は、同年5月1日から適用する。

附 則（平23.9.29法人規程49号）

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平25.2.28法人規程19号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.11.28法人規程72号）

この法人規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平30.3.22法人規程48号）

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31.3.28法人規程21号）  
この法人規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平31.4.26法人規程33号）  
この法人規程は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令元.12.26法人規程31号）  
この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。